

日本西洋史学会第38回大会

部会別研究発表要旨

1988年5月15日

千葉大学文学部



部会別研究発表

第1部会 文・法経学部 104教室

午前の部 (9:30~12:00)

- 1 内田 杉彦 (早稲田大学) 古代エジプトにおける生者と死者——死者に対する畏怖の念について
司会 屋形 禎亮 (信州大学)
- 2 師尾 晶子 (東京大学) 離反・内乱・内政干渉——テロス同盟確立期イオニアの場合
司会 伊藤 貞夫 (東京大学)
- 3 伊藤 正 (日本学術振興会 特別研究員) 公有地私的蚕食の実態——ヘラクレイア碑文を中心に
司会 三浦 一郎 (上智大学)

〈昼食12:00~13:00〉

午後の部 (13:00~17:00)

- 4 川西 宏幸 (古代学協会) ローマ帝国治下における中部エジプトの動向
司会 金沢 良樹 (上越教育大学)
- 5 土井 正興 (専修大学) スパルタクスの「反乱」か「イタリア奴隷戦争」か
司会 松本 宣郎 (東北大学)
- 6 指 珠恵 (大阪大学) 古代末期教会と『聖セウエリヌス伝』
司会 浅香 正 (同志社大学)
- 7 足立 広明 (同志社大学) 初期ビザンツ社会の形成と聖人の役割——4~6世紀の社会関係の変動
司会 和田 廣 (東洋英和女学院短大)

第2部会 文・法経学部 106教室

午前の部 (9:30~12:00)

- 1 田中 史高 (早稲田大学) 司教都市リエージュの発展——1107年の皇帝証書とその背景
司会 魚住 昌良 (国際基督教大学)

- 2 根津由喜夫 (京都大学) アレクシオス一世時代のビザンツ軍制——コムネノス朝支配体制論との関連で

司会 井上 浩一 (大阪市立大学)

- 3 神崎 忠昭 (慶応大学) Imitatio Christi: 「キリストの模倣」——異端あるいは正統において

司会 今野 國雄 (青山学院大学)

〈昼食12:00~13:00〉

午後の部 (13:00~17:00)

- 4 土浪 博 (白梅学園短大) ドイツ後期中世におけるラントフリーデ
司会 山田 欣吾 (一橋大学)
- 5 佐藤 三夫 (千葉大学) ペトラルカの「ヴァントゥー山登攀」の一解釈——弟ゲラルドをめぐる
司会 樺山 紘一 (東京大学)
- 6 川野美也子 (学習院大学) 15世紀後半のフィレンツェにおける絵の「注文者層」について
司会 清水 廣一郎 (東京都立大学)
- 7 森 弘一 (筑波大学) 歴史叙述と政治思想——トマス・モアとシェークスピアの場合
司会 田村 秀夫 (中央大学)

第3部会 文・法経学部 206教室

午前の部 (10:00~12:00)

- 1 桜田美津夫 (早稲田大学) オランダ独立戦争と宗教的寛容——オラニエ公ウィレムを中心に
司会 川口 博 (静岡大学)
- 2 青木道彦 (河合文化研究所) 「謙虚な提案」からみたイギリス共和政期の教会構想
司会 今井 宏 (東京女子大学)

〈昼食12:00~13:00〉

午後の部 (13:00~17:00)

3 古川 順一 (早稲田大学) 17世紀イングランドにおける宗教と経済 — J・ロックの場合

司会 田中正司 (神奈川大学)

4 佐々木 真 (東京都立大学) フランス絶対王政期の軍隊と社会 — 国王民兵制を中心に

司会 遅塚 忠躬 (東京大学)

5 和田 光弘 (大阪大学) タバコ植民地における白人家族 — 家族史と人口史によるアプローチ

司会 池本 幸三 (竜谷大学)

6 岡本 明 (広島大学) ネットル初任期 (1777・6～1781・5) の財務行政改革

司会 千葉 治男 (成城大学)

第4部会 文・法経学部 203教室

午前の部 (9:30～12:00)

1 中條 献 (千葉大学) 19世紀末期アメリカ南部における黒人教育

司会 秋元 英一 (千葉大学)

2 鍋谷 郁太郎 (上智大学) 宗教・教会・バイエルン社会民主党 — 1890年代前半を中心に

司会 伊藤 定良 (青山学院大学)

3 榎原 茂 (広島大学) フランスにおける農業信用の成立 — バ・ラングドック地方の事例を通して

司会 中野 隆生 (千葉商科大学)

〈昼食12:00～13:00〉

午後の部 (13:00～17:00)

4 佐藤 芳彦 (岩手大学) 「人民子算」と1911年「国会法」の成立

司会 池田 嘉男 (千葉大学)

5 中野 聡 (一橋大学) 合衆国における1930年代後半のフィリピン独立問題 — 貿易問題を中心にして

司会 新川 健三郎 (東京大学)

6 剣 持久木 (上智大学) 占領下の仏独経済関係:1940～1944 — 航空機生産協力問題を中心に

司会 平瀬 徹也 (東京女子大学)

7 木戸 衛一 (一橋大学) ソ連占領下ドイツにおけるユンカー支配の解体

司会 木村 靖二 (立教大学)

第5部会 研究棟一階 講義室

午前の部 (9:30～12:00)

1 豊川 浩一 (埼玉大学) プガチョーフ叛乱をめぐる国際環境とロシア社会

2 田代 文雄 (東欧史研究会) 1848年革命とハンガリー地方都市

3 長 與 進 (早稲田大学) 19世紀後半のスロヴァキアにおける親ロシア思想

〈昼食12:00～13:00〉

午後の部 (13:00～17:00)

4 土屋 好古 (東京大学) ロシア第一革命期の労働運動

5 越村 勲 (千葉大学) 南スラヴのナロードニャック — ラディッチ兄弟とクロアチア農民党を中心に

6 中嶋 毅 (東京大学) 1920年代ソ連における経済管理行政の一考察 — 企業長の構成と機能を中心に

7 古田 善文 (一橋大学) 大恐慌期のオーストリア農村住民とナチス運動

司会 佐藤 勝則 (茨城大学)

司会 塩川 伸明 (東京大学)

司会 柴 宜弘 (敬愛大学)

司会 外川 継男 (上智大学)

第 I 部 会

研究発表者

- 1 内 田 杉 彦 (早稲田大学)
- 2 師 尾 晶 子 (東京大学)
- 3 伊 藤 正 (日本学術振興会
特別研究員)
- 4 川 西 宏 幸 (古代学協会)
- 5 土 井 正 興 (専修大学)
- 6 指 珠 恵 (大阪大学)
- 7 足 立 広 明 (同志社大学)

1

古代エジプトにおける生者と死者
—死者に対する畏怖の念について—

内田 杉彦

来世に強い関心を抱いていた古代エジプト人たちにとって、死と同じく死者もまた、極めて身近な存在であった。生者は死者のためにしかるべき供養を行なわねばならず、それゆえに、古代エジプト史を通じて、壮大な王墓をはじめとする葬祭建造物が造営され続けたのである。また、死者は、現世にも影響を及ぼすとされ、しばしば病気や死をもたらすと考えられた。

こうした事柄は、古代エジプト人が、死者に対して畏怖の念を抱いていたことを示すように思われるが、一方、すでに彼らの生きていた時代に、墓荒らしや、墳墓の再利用、横領が、しばしば行なわれていた事実を無視することはできない。

そこで、本発表では、古代エジプトにおいて、死者に対する畏怖の念が、もし存在したとすれば、どのような形で存在し、生者と死者の関係にどのような影響を及ぼしたのかについて、古王国時代の墳墓碑文と、主として第一中間期に属するいわゆる「死者への書簡」を主な手がかりとして論じたい。

2

離反・内乱・内政干渉
—デロス同盟確立期イオニアの場合—

師尾 晶子

本発表はデロス同盟確立期のイオニアを例にとって、デロス同盟に加盟した諸市が同盟の発展と共に内政、外政上いかなる影響を受け、いかに変質していったかを考察する。

デロス同盟における盟主国アテナイと同盟諸市との関係については、ド・サント・クロワの論文(Historia 3,1954)が引き金となっていていわゆるpopularity論争を軸に議論が展開されてきた。結論から言えば、同盟諸市の一般民衆はアテナイの支配を指示していたのかどうかという論争自体にはさしたる成果はみられなかった。しかしながら、この問題に対するさまざまな取り組みはデロス同盟についての新たな研究方向を示唆してきてように思われる。第一に、同盟諸市内部の政治グループの存在が注目されるようになり、性格規定とともにその多様なあり方が問題になっている。第二に、それぞれの政治グループとアテナイをはじめとする周辺諸勢力との関係の分析が積み重ねられ、アテナイの支配に実態について同盟諸市の視点からアプローチする可能性が切り拓かれてきた。第三に、この時期の内乱は政治グループの内部の権力闘争的なものに過ぎないのかどうかという点が、改めて論争になりつつある。

このような状況を踏まえて、本発表では同盟諸市の離反と内乱、そして周辺勢力による干渉との相互作用について、1.各内乱の特徴を全体の流れの中に位置づけること、2.デロス同盟の発展と共に同盟諸市の内部に深く浸透してきた内政干渉の爪痕を明らかにすること、の二点を中心に考察したい。

3

公有地私的蚕食の実態
—ヘラクレイア碑文を中心に—

伊藤 正

ヘラクレイア碑文とは1732年に南イタリアのアチナプラ地方で発見された二枚の青銅板碑文 (I.G., XIV 645) である。二枚のうち第一板は完全で、第二板は下部が破損している。第一板は、高さ1.32メートル、幅0.3メートルで、きれいに刻まれたギリシア語文187行を有する。両碑文は字型よりみて前4世紀末から前3世紀はじめに年代づけられ、共にドーリス方言で誌されている。内容は第一板がディオニソス神殿領、第二板がアテナ・ポリアス神殿領に関するもので、共にヘラクレイアの民会決議文。

本報告においては、両神殿領における共有地私的蚕食の実態とポリス的共同体による同神殿領の再建及び管理の問題を碑文を通じて考察し、特にポリスによる両神殿領の再建がポリスの財源確保という切実な問題と密接にからみ合っていたのではないかという点を指摘したい。

4 ローマ帝国治下における中部エジプトの動向

川西 宏幸

1981年以来、7次にわたって続けてきたエジプト・アコリス遺跡の発掘調査の成果を踏まえて、ローマ帝国下における中部エジプトの動向について述べる。

本遺跡発見の碑銘に記されたローマ皇帝として、ティベリウス、カリグラ、ネロ、ハドリアヌス、アントニウス・ピウス、マルクス・アウレリウス、コンモドス、カラカラ、ディオクレティアヌスの各帝があげられる。これらの皇帝の在位は、1世紀前半、2世紀、3世紀末～4世紀初にあり、1世紀後半及び3世紀という帝政混乱期の皇帝名が見られない。このことは、ローマ本国の政治動向が中部エジプトの地に鋭敏に反映していたことを推測させる。

この問題は、ローマ辺境史のひとつまとしてではなく、東西交易の視点からアプローチすべきである。

すなわち、帝政期に至ってアコリスの神殿が、中部エジプトのソベク神信仰の中心となったことが発掘で確認されている。人身鱈頭のソベク神は、H.Keesの説くように、ナイル川の航行の安寧を願って奉祭されたことがあったらしく、アコリスの場合も遺跡の立地などからみて、このように解するのがふさわしい。また、ローマ帝国下において、アラビア海を横断してナイル川を經由する東西交易路が盛況を極めたことが、『エルトゥラー海案内記』などに描写されており、考古学上の資料もこれを立証している。さらに、ハドリアヌス帝による中部エジプト・アンティノエの建設、およびここから紅海に至るハドリアヌス街道の敷設が、南海交易を重視する同帝の通商政策の一環であったことは、Steven E. Sidebotham の述べている通りである。

東西交易上に果たしたナイル川水運の重要性を考えると、中部エジプトの地に帝国の政治動向が極めて鋭敏に波及したことがこうして首肯されるのである。

5 スパルタクスの「反乱」か「イタリア奴隷戦争」か

土井 正興

スパルタクスによって指導された奴隷の蜂起は一般にスパルタクスの「反乱」とよばれてきた。支配者の立場からみて、彼らに叛いたという意味で「反乱」とされたことは明らかである。私は奴隷の主体性を尊重する立場から、人民中国で農民の蜂起を「農民起義」とよんでいたことにも刺激され、1973年以降、それを「スパルタクスの蜂起」とよんできた。しかし、ただたんに「蜂起」とよぶだけでは蜂起の規模の大きさが明確にならないのではないかという批判を受け、たとえば、1524年のドイツの農民の蜂起が一般の農民蜂起と区別されて「ドイツ農民戦争」とよばれるように、「戦争」概念を奴隷蜂起にも適用できないかと指摘された。

スパルタクス蜂起の同時代人キケロが、蜂起鎮圧の翌年B.C.70年におこなった『ウェルレースを告発する』演説では、スパルタクスの名は一度も登場せず、彼はスパルタクス蜂起のことを「大イタリア戦争」(Italice maximo difficillimoque bello)、「イタリア奴隷戦争」(bellum Italiae fugitivorum)と表現していることが注目されるべきである。すなわち、蜂起当時のローマの支配階級にとっては、スパルタクス蜂起は正真正銘の「イタリア奴隷戦争」として意識されていたのである。スパルタクスの名がはじめて史料に登場するには、B.C.56年のことである。

私は、この「イタリア奴隷戦争」という呼称を2060年にわたる長期の忘却の淵からすくい上げて、現代的な視点から復権させるべきであると主張する。もちろん、この呼称の復権はローマの支配階級の呼称のたんなる復活ではなくて、「奴隷戦争」概念の科学的な再構築でなければならない。そのためには、「農民戦争」概念の検討やローマ人の「戦争」概念の考察がなされねばならないであろう。さらに近年、スパルタクス蜂起を農民を主力とした蜂起とする見解が提起されているが、これにスパルタクス蜂起がいかなる意味で「奴隷戦争」とよびうるかという見解を対置せねばならないであろう。

6

古代末期教会と『聖セウエリヌス』

指 珠 恵

エウギッピウス(Eugippius)の手になる『聖セウエリヌス伝(Vita Sancti Severini)』は、5世紀後半の属州ノリクムの状況を伝えるほとんど唯一の証言である。ゲルマン人の脅威にさらされたドナウ河沿岸地方を舞台とするこの伝記は、歴史的背景の描写が占める比重の大きさという点で聖人伝としては異彩を放っており、歴史史料としても注目されてきた。

伝記は、アッチラの死後東方からやってきたセウエリヌスが、多くの奇跡を起こしてノリクムで名声を得、度重なるゲルマン人の侵入に苦しんでいた住民の実質的な指導者となっていく過程を描いている。そこではドナウ河岸の都市の疲弊が強調され、住民は難を避けて上流域の都市から下流域へ、さらにセウエリヌスの死後にはノリクムからイタリアへと移住したとされる。『聖セウエリヌス伝』についての初期の研究の多くはこれらの記事を重視し、帝国の一属州の崩壊を示す史料として扱った。しかしここ数十年間に出されたF.Lotterに代表される諸研究は、セウエリヌスを中心とするノリクムの修道院や教会の政治的、社会的活動をより積極的に評価する見方へと転じている。本発表ではかかる研究動向をふまえ、古代末期の教会の役割という点からセウエリヌスの活動を跡付けたい。

古代末期においては、帝国の衰退と共に機能を果たし得なくなった世俗の統治機関に代わって、帝国各地で教会組織が社会の指導的役割を果たしているのが見られる。『聖セウエリヌス伝』においても、病氣治癒など聖人伝に一般的な奇跡物語に加えて、ゲルマン人に対する都市の防衛の指導、捕虜の救出、ゲルマン人の王との交渉などの政治的活動や、十分の一税の徴収と分配などの慈善活動、住民間の争いの調停など、幅広い活動をセウエリヌスが行ったことが記されている。これらの活動を検討することにより、古代末期教会史の文脈の中に『聖セウエリヌス伝』を位置付けたい。

7

初期ビザンツ社会の形成と聖人の役割

- 4～6世紀の社会関係の変動 -

足立 広明

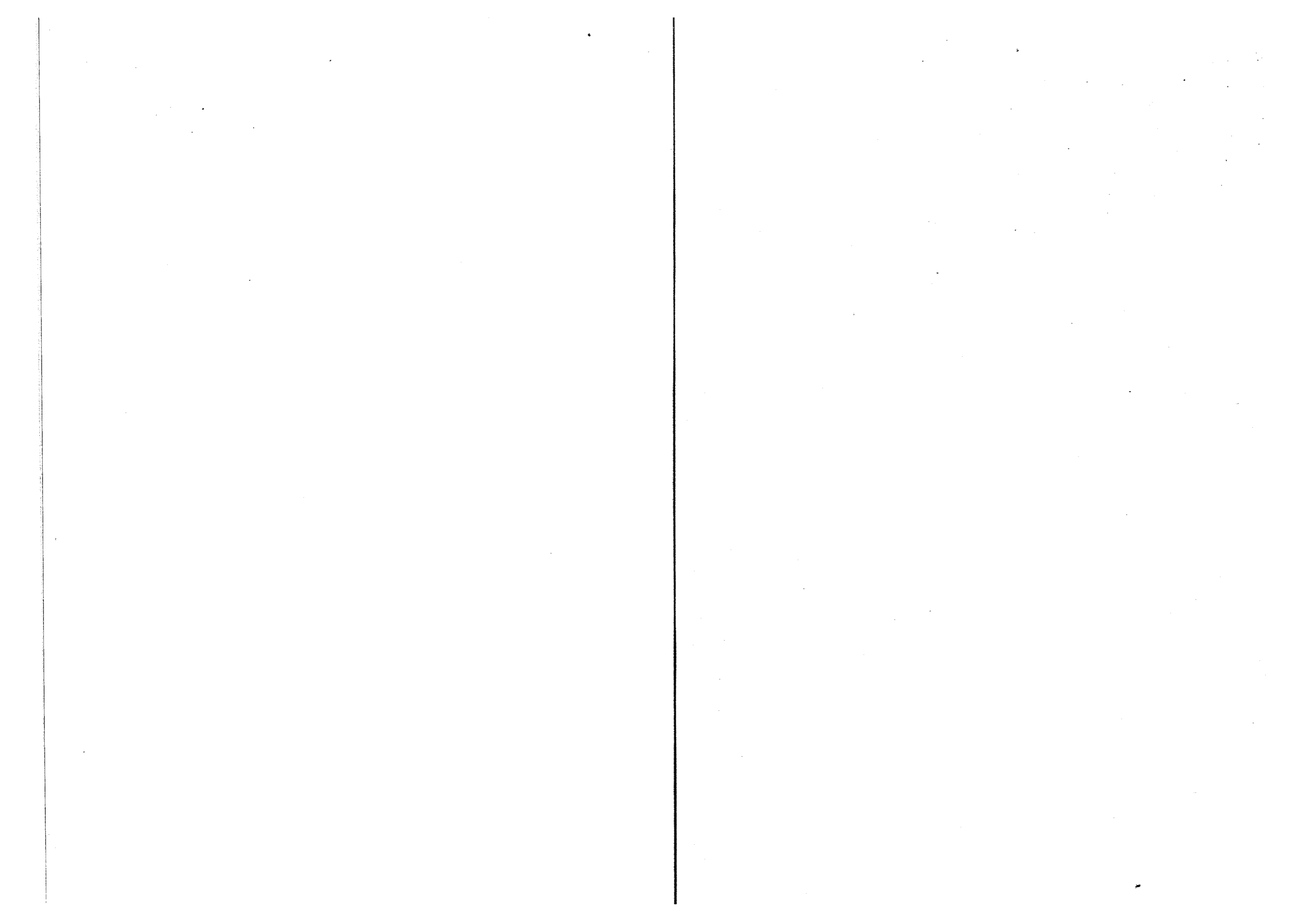
古代末期の地中海世界の社会を考える際に、無視することのできないのが、修道士の活動である。とくに、ビザンツ初期の東方において、それは社会生活を構成する、重要な要因となっていた。

ところが、これまでの実証的歴史研究の枠組のなかでは、彼等の活動は、十分解明されてきたとは言えない。神をめざす異様な苦行は、理解できない非合理的なものであり、悪霊との対決や、様ざまな奇跡譚など、事実無根のものとして切り捨てられてきたからである。

だが、これでは、一方的なレッテルばかりに終わる恐れがあろう。まず、対象となる社会において、苦行の持つ意味を明らかにし、何が聖なるものとして捉えられていたかを考える必要がある。

修道士聖人の伝記には、いくつかのパターンがある。イエスの生涯の模倣。しかし擬似的な死の後には長寿を保つこと。狭い地域性。とくに重要と思われるのは、会話、衣服、食物、性交といった、コミュニケーション、社会性の排除である。砂漠での孤独な修業もまた、社会関係切断の手段と考えられる。このような行為を通じて、彼等は人間の領域を離れ、神の領域へと接近した。

つぎに、彼等を生み出す社会について考えてみると、古典古代の伝統的社会秩序を抜けようと、農村も都市も揺れ動く状況にあった。厳しい修業で悪霊＝古い神々を鎮め、天上の強い力を委託された修道士は、聖人として迎えられ、地域社会において伝統的儀礼を離れた、新しい社会関係形成の要に立つこととなった。彼等は村落社会をとりまとめ、また都市と農村をつなぐ仲介者の機能を果たしたのであった。



第 2 部 会

研究発表者

- 1 田 中 史 高 (早稲田大学)
- 2 根 津 由喜夫 (京 都 大 学)
- 3 神 崎 忠 昭 (慶 応 大 学)
- 4 土 浪 博 (白梅学園短大)
- 5 佐 藤 三 夫 (千 葉 大 学)
- 6 川 野 美也子 (学 習 院 大 学)
- 7 森 弘 一 (筑 波 大 学)

1

司教都市リエージュの発展
— 1107年の皇帝証書とその背景 —

田中 史高

中世盛期のヨーロッパ北西部の司教都市の地誌的・法制的二元性については既に久しく指摘されている。本報告は、宗教都市通有の二面性について、下ロートリンゲンのムーズ川中流域の司教都市リエージュにおける、11世紀以降の都市領主的要素と絡んでの教俗の二元的発展の顕著な事例をとりあげ、G.Kurth, J.Lyna, J.F.Niermeyer, F.Vercauterenらの諸見解を考量しつつ、検討を加えようとするものである。

10世紀後半以降、リエージュの司教＝司教教会は神聖ローマ皇帝に直属した（帝国教会制）が、叙任権闘争期の帝国教会制の動揺の下で、同地では、司教オトベールと聖ランベール司教座聖堂参事会の疎隔・反目が生じ、これに周辺の教皇派修道院と司教の対立が加わったために、11、12世紀の交のこの地の教会は錯綜した様相を呈する。他方、殊に11世紀後半から、この事態とも関連しつつ、司教都市リエージュ自体の商人と商業活動の存在が現われ、商人的都市住民の抬頭による同市の世俗的要素の顕在化と、教俗両要素の緊張関係、そして帝国教会の混乱の收拾への諸動向の中から、市内の教俗関係の調整を図る皇帝文書が発給される。それが、聖ランベール司教座聖堂を対象とする1107年のハインリヒ5世の証書である。

B.Diestelkampによれば、司教都市へのこの種の皇帝証書は、ライン河畔のシュパイアのもの（1101年、ハインリヒ4世）を嚆矢とし、シュトラースブルクについても類例が知られる（1122年、同5世）。そこで、上記の発展経緯と1107年の証書の内容を考察した上で、あわせて、3都市の事情の比較から、当時の帝国西部の司教都市発展の一つの傾向をも瞥見することにしたい。

2

アレクシオス1世時代のビザンツ軍制
—コムネノス朝支配体制論との関連で—

根津 由紀夫

11世紀後半、ビザンツ帝国は相次ぐ異民族の侵寇に苦しみ、自己の存在そのものを賭けて苦闘を強いられていた。小アジアはセルジューク=トルコ族に席捲され、バルカン属州はペチェネグ人などのアジア系遊牧民の掠奪にさらされ、そのうえ南イタリアのビザンツ領を制圧したノルマン人は帝国本土征服の機会を窺っていた。東地中海の政治・軍事的情勢に多大な影響をもたらすことになる十字軍運動が胎動を始めるのも遠くはない。

こうした情勢の下で帝位に就いたアレクシオス1世コムネノス（在位1081-1118）にとって、帝国軍隊の再建・強化とそれの完全な掌握が、ビザンツ国家の存続と彼自身の政権維持のために最大の課題であったことは想像に難くない。それゆえ、コムネノス朝の支配体制の性格を解明するためには、この時代のビザンツ軍事組織を貫いていたメカニズムの究明が不可欠となっているのである。

これまで、コムネノス朝時代の軍制研究に関しては、「ビザンツ封建制」論との関連でプロノイア制を中心に議論が展開されてきたが、こうした視角からの考察は今日では行き詰まり状態を呈していると言わざるをえない。

そこで、今回の発表では、アレクシオス帝が軍隊を掌握するために採った手法に着目し、そこから同帝の統治に際しての基本的姿勢を浮き彫りにしていきたい。コムネノス朝期皇帝政権の支持基盤としては、皇帝一族と婚姻の絆で結ばれた有力門閥貴族たちの家門連合、いわゆる「コムネノス一門」の果たした役割がとくに強調されているが、その背後では皇帝を「家父長」とし、多数の傍系親族・従者集団を包含する（たぶんに擬制的な）「イエ」支配の原理が機能していたことを看過すべきではない。それは、11世紀以降テマ制度が有名無実化してゆくなかで、属州貴族たちが自己の軍事的実力の維持・強化のために培ってきたシステムを国家レベルで適用したものであるのではなかろうか。

3

Imitatio Christi : 「キリストの模倣」

- 異端あるいは正統において -

神崎 忠昭

何かを感じ体験したならば、それは表現されることを求めるだろう。その際には、何らかの「かたち」を必要とせざるをえない。このことは多くのことにいえるが、また西欧中世の宗教史についてもあてはまるだろう。これは異なる性格の様々な表現形態に咲きいでていた。しかし、キリスト教は「歴史的」な宗教である。キリストという歴史の中に実在した人物を軸として展開しているからである。必然的に、体験の試みはキリストを中心とするある一定の枠内におさまらざるをえない。ある場合には、神は畏怖する対象であるだろう。ある場合には、祈るべきものだろう。ある場合には、模倣するものであろう。今回とりあげるのは、この「模倣」の問題である。

さて、この展望において、アッシジのフランシスコは鍵となる人物であろう。彼は西欧中世の信心において、新しい時代の幕を開いた人物とされる。特に、この「模倣」という点についても巨大な足跡を残している。確かに、この考え方はキリスト教本来の基本的な概念である。福音書からはじまり、オリゲネスなど多くの教父たちの思想にみとれる。異端の簇生する時代に生まれたフランシスコは、この伝統を否定して正統から逸脱することはなかった。だが、彼によって新しい総合が生じたことは確実である。民衆の一部は、救いの保証の具体的な手がかりを得ようとして、「第二のキリスト」を熱狂的に求めていた。一方、教会思想家たちにとって、キリストの「模倣」は、その「謙遜 humilitas」においてのみ可能だったのである。フランシスコは謙遜の内に生活し、同時に貧しいキリストを模倣し、「聖痕」によって、ふつうの人々の目には、彼らの欲求を満足せしむものと映った。ここから、後の時代に多大な影響を与えることになる新しい霊性 spiritualitas がうまれるのである。12世紀の思想家たち、特にクレルヴォーのベルナルドウス、また中世の異端者たちと関連づけて、キリストの人性へのこの新しい信心のかたちの意義を考えてみたい。

4. ドイツ後期中世におけるラントフリーデ

土浪 博

我が国では、堀米庸三氏以来、ラントフリーデ（フェーデ＝自力救済の制限・禁止を主目的とするルールの設定）は近代国家形成の決定的契機であるという理論的位置づけがなされてきた。そこで問題となったのは、主として盛期中世のラントフリーデである。ドイツ後期中世のラントフリーデについて通史的概観を与えてくれるアンガーマイヤー（H. Angermeier）の『ドイツ後期中世における王権とラントフリーデ』（1966年）は、王権＝ラントフリーデ高権の観点からみた国制の連続性を強調し、当時としては画期的な研究であったが、その重点は近代国家形成にではなく、あくまでも中世的国王支配のあり方にあった。

一方、近年活況を呈している後期中世ライヒの国制史研究をみると、ラントフリーデの重要性についてほとんど言及されておらず、地域史レベルのラントフリーデの新しい実証研究も予想されるほど多くない。ドイツ後期中世あるいは近代国家形成前史研究にとってラントフリーデの意義はそれほど大きくないのだろうか。

そもそも13世紀半ば以降のドイツ後期中世については、領邦国家体制前史の観点からの研究が支配的で、ライヒ・レベルの議論や家門王権といった旧来の枠組を超えた王権論は少なかった。アンガーマイヤーの〈王権〉の視点が評価される所以である。ドイツのラントフリーデを、領邦国家形成史の枠内のみならず、他の西欧諸国と比較可能なライヒ・レベルで論じられれば、後期中世ドイツへの新たな視点が得られるのではないだろうか。

5 ペトラルカの「ヴァントゥー山登攀」の一解釈 —弟ゲラルドをめぐる—

佐藤 三夫

ブルクハルトは「最初の完全な近代人の一人ペトラルカ」による「風景美発見」の例として、いわゆるヴァントゥー山登攀の書簡(Fam. IV, 1)を挙げている。P.O.クリステラーは、この書簡によってペトラルカを「近代観光旅行の祖」と考えた。ところが彼をむしろ「最後の中世人」とみなすアンリ・コシャンは、若くして修道院に入った弟ゲラルドがペトラルカに与えた影響を強調し、その最も著しい挿話としてこの書簡を考える。

ジュゼッペ・ピッラノヴィチは精緻な文献学的研究により、この作品の作成年代を1352年夏以降1353年春までのものとみなし、従来の1336年説を覆した。彼もコシャンと同様、この書簡を「人生の寓意」と考え、弟ゲラルドの修道院入りからのみ由来するものと主張した。そしてその書簡の宛先人で今は亡きディオニジへの記念の手紙であるとみなした。

だがこの手紙は内容的には弟ゲラルドへの訣別の辞でなかったであろうか。ピッラノヴィチの年代判定に従えば、この書簡は、ペトラルカが弟の修道院を最後に訪れた後、そしておよそ50歳になるまで過ごしたフランスのプロヴァンスの地を去ってイタリアへ移住する間に書かれたことになる。その時期に焦点を当てながら、彼の他の著作、殊に弟宛ての書簡を参照して「ヴァントゥー山登攀」を詳細に分析する時、次のような結論へ導かれる。すなわち、結局ペトラルカは「最初の近代人」でも、「最後の中世人」でもなく、俗人として当代のバビロンであるアヴィニオンで栄達をはかる気にもなれず、また弟のように修道院に入るわけにもゆかず、詩の道一筋にすがって、祖国である古典的文学共和国に帰ることを願ったのではなかろうか。そのことを形式の上では彼をアウグスティヌスへと導いたディオニジに宛てて書きながら、内容的には終生の競争相手であった弟ゲラルドへの訣別の辞とし、余生を送るのに確たる行くあてもなき旅立ちへの踏ん切りとしたのではなかろうか。

6 15世紀後半のフィレンツェにおける絵の「注文者」層について

川野 美也子

15世紀の絵画は注文者と画家の共同制作物であり、当時の人々のメンタリティを知るための重要な手掛かりである。しかし、絵画を史料として使用するためには、注文者の趣味がどの程度まで、またどのような形で作品に反映しているかを確かめねばならない。これは、言いかえれば、一つの作品における画家の個性と注文者の趣味の衝突、あるいは融合の様を判断することである。一般に、「芸術作品」とは美術家の個性の勝利であり、時代の趣味が勝った作品は美術批評においては高い評価を受けない。しかし、それゆえに、後者は時代のメンタリティを探るための資料として高い価値を有する。

美術作品の父である注文者達の注文の動機、彼らが与えた指示、彼らの趣味がどのようなものであったかを探ることは、作品の母である美術家の修業、技術、趣味について研究するのと同じくらい有益であろう。筆者は、このような観点から、まず、「注文者」層を設定し、その社会的地位、経済的状态、教養などについて調査し、分析を試みたいと考えている。

筆者は、すでに15世紀のフィレンツェの注文者に関する基本文献であるWackernagel(以下W.と略)の挙げた注文者を表にし、概説的な考察を行い、また、メディチ・サークルとの一致を確認した。(『学習院史学』第26号掲載予定)しかし、W.の挙げた注文者自体、恣意的にメディチ・サークルから選んだものであるから、より公正な「注文者」層を定立するためには、むしろ逆に、画家たちの側から、その注文者をリスト・アップしていく必要があるだろう。このために、筆者は15世紀の後半に人気の高かった4人の画家(Botticelli, Ghirlandaio, Filippino Lippi, Perugino)に対して注文した人物のリスト・アップを行った。これをW.による注文者の表と比較し、メディチ・サークルとの重なりを確認し、当時の美術活動と趣味におけるメディチ・サークルの指導性について考察したいと考える。

7

歴史叙述と政治思想

—トマス・モアとシェークスピアの場合—

森 弘一

古典古代以来、真実を探求することと同時に、過去の出来事を例示として読者に道徳的教訓を垂れ、それを実践に役立たせることが歴史叙述の伝統であった。このような伝統にのっとったトマス・モアの『リチャード三世史』（1513-1518に製作）とシェークスピアの史劇（『リチャード三世』1593ごろ製作、を中心とした史劇）を政治思想の側面から考察する。

モアは古典古代以来の美徳とキリスト教的な慈悲・慈愛と騎士的徳を備えた王侯、そうした規範に従った王と国民との調和的な政治、道徳哲学、キリスト教的歴史観を説くと同時に、僭主リチャード三世の誕生と展開とそれを巡る状況との関わりを描き、現実の政治に潜む愚かさや僭主の芽を告発しようとした。

一方、シェークスピアの史劇は、劇ではあるが、歴史叙述でもあり、観衆に訴え思索に誘い込む道徳的意味を持っていた。観衆は、実践に至らなくても、それを感知し、その見解を共有した。従って、シェークスピアの史劇は彼や彼を巡る市中の人々の政治観や歴史観を表明した、歴史叙述の一ジャンルと位置づけられる。シェークスピアは劇中の人物と彼を巡る状況——倫理道徳的行為や悪知恵を巡らせた策略、国民の利益を顧みない王侯、目先に捕らわれた愚衆、反逆を擁護し或いは粉砕する人間等等のモアよりも劇的に巧妙な叙述——の中で、伝統的政体君主論を代弁する一方、それでは律する事の出来ない現実政治に対する、マキャベリ思想の影響を感じさせる考察を行って、双方を調和させた、しかし理想政治を希求する姿勢を見せている。

こうして、その他の考察を踏まえて、現代以上に密接な政治的歴史叙述とその目的の関係を明らかにする。

第 3 部 会

研究発表者

- 1 桜 田 美津夫 (早稲田大学)
- 2 青 木 道 彦 (河合文化研究所)
- 3 古 川 順 一 (早稲田大学)
- 4 佐々木 真 (東京都立大学)
- 5 和 田 光 弘 (大阪大学)
- 6 岡 本 明 (広島大学)

1

オランダ独立戦争と宗教的寛容
—オラニエ公ウィレムを中心に—

桜田 美津夫

17世紀オランダ社会の最大の特徴はその著しい思想の自由ないし信仰の自由にある、というのが当時の外国の観察者たちの見方であった。現にこうした自由が一定程度許容されていたとして、それはいかにして実現されたのか。

ネーデルランデン君主フェリーペ2世は、即位と同時に、当地における異端の徹底的な取締りを厳命する。これに対して、国務評議会議員オラニエ公ウィレム（オレンジ公ウィレム、1533-84）は、政府・カトリック教会の立場にたちつつも、新教徒に対する寛容をとなえた。

この中道路線が失敗に終わったあと、新教徒とともに国王政府に対する武装叛乱（オランダ独立戦争）を組織するにいたったオラニエ公は、こんどは逆に、カトリック教徒に対する寛容を指令することになる。1576年の「ヘントの和平」や、1578年の「宗教和平」案などにおいて、彼は、何人もその信仰のゆえに迫害を受けてはならぬ、と繰り返しかえし言明したのであった。

オラニエ暗殺後、オランダ共和国が事実上の独立を達成した1610年頃から、この国には幅広い寛容がゆきわたるようになる。現代オランダのある歴史家は、オラニエの現実主義が継承された結果、共和国は旧体制下のヨーロッパでもっとも寛容な国になった、と言う。しかし一方では、オランダのカトリック=ブロックの学校教科書などのように、オラニエの対カトリック政策を引合いに出して、彼が必ずしも寛容ではなかった、と主張するものもある。

果たして、新生オランダ共和国における寛容が、オラニエの思想や行動の影響であったと言えるのだろうか。そもそも彼の宗教政策の動機は何だったのか。その範例となったのは何か。独自性があると言えるか。その意図と成果のあいだにはどんなズレがあったのか。

2 「謙虚な提案」からみたイギリス共和政期の教会構想

青木 道彦

イギリス共和政府および護国卿政権の教会政策、宗教政策については、イギリスにおいてもわが国においても、必ずしも十分に論じられてきたようには思われない。それは1649年の政治革命の達成までは、主としてそれを推進した独立派・分派の主張に関心が集中し、政治革命達成後には第五王国派やより急進的な分派の動向に分析の重点がおかれる結果であろう。

政治革命達成までは、その推進に中心勢力となっていた政治上および宗教上の独立派が、共和政期・護国卿政権期には、簇生する急進的な分派にどのように対応し、宗教問題・教会問題をどのように収拾しようとしていたのか。この問題に迫る手がかりを得ようとするのが、本発表の意図である。

史料として用いる『謙虚な提案』Humble Proposalsは、1652年J・オウエンら宗教上の独立派が提議したものであるが、これについてはつとにポウイック、ナートルらによって、護国卿政権下の「聖職審査委員・追放委員」Commissioners of Triers and Ejectorsの制度につながるものとして、その重要性が指摘されてきた。発表者もすでに、1640年代の宗教上の独立派・長老派の間で進められた「和解」Accommodationの動きが失敗に終りながら、1650年代に両者が再び和解・接近の方向に動いた事例として指摘したことがあった*。

本発表ではこの「提案」の内容や意図、その取扱いをめぐる「残部議会」から護国卿政権期にいたる動向、この「提案」をめぐる論戦の中から、この時期の宗教上の独立派の態度や共和政府・護国卿政権の宗教政策・教会政策を探る手がかりを求めてみたいと考えている。

*東京大学史学会 第78回大会(1980年)部会発表「Accommodationの試みからみたイギリス革命期の長老派・独立派の関係」

(レジュメは『史学雑誌』第89編第12号P.80)

3 17世紀イングランドにおける宗教と経済 — J・ロックの場合 —

古川 順一

J・ロックは、ピューリタンの父母を持ち、自らも名誉革命前に反宮廷派のイデオログとして活躍すると共にイギリス重商主義体制の確立にも携わった。従って、その経済思想も多面性を持ち、ピューリタンのcalling論をロックの中心思想と考える論者（J・ダン、J・タリー）と、無制限的な蓄財こそがロックの中心思想であるとする論者（C・B・マクファースン）との対立も生み出されている。本報告では、ロックの「労働による所有」論と貨幣論の考察を通じて、彼の宗教思想と経済思想の相互関係を考察したい。

まずロックの「労働による所有」論は、人間は神の意志である自己保存と世界管理を目的とする自然の支配を労働を通じて遂行する限りにおいて、神の授与に基づいて自然を専有する神の代理人にすぎないという宗教思想によって根底的に制約を受けている。

他方で、ロックは貨幣の使用を認めている。これが宗教思想による所有の制限も事実上撤廃されているとされる論拠である。何故ならば貨幣は腐らないので、労働に基づく限り無制限な所有が正当化されうるからである。しかしロックにおいては、貨幣の使用は人間の墮落が生み出したものであり、私有財産の不平等をもたらすものとして忌避されている。従ってそれは労働と同意という人間の本性に基づく限りにおいて、許容されているにすぎない。ただしその保証物としての機能は、神の意志に従う土地保有者や労働者のインダストリに基づくトレードの為に必要であるとして承認された。

このようにロックは、宗教思想は現世における究極の規範として抱きつつも、ベターな政治的社会を地上に実現する為に、貨幣経済を政策的に利用していこうと考えていたと言えよう。

4 フランス絶対王政期の軍隊と社会 — 国王民兵制を中心に —

佐々木 真

最近の諸研究が示すように、アンシャン・レジームの国制は一面で身分制的、社团的な側面を色濃く有していたのだが、これは軍隊制度に関しても同様であった。当時の社会には質を異にする軍事力が複数存在していたが、官僚制とともに王権の支柱であったものとしては、正規軍 (troupes reglees) と国王民兵 (milice royale) の2種が挙げられる。これらのうち戦闘の中心であった正規軍は、連隊や中隊といった戦闘の単位となる部隊の指揮官職が売官制によって世襲されていたことと、指揮官たちに兵員の召集が委任されていたことのために、家産的な中間権力団体としての性格を強く有しており、決して国王権力が末端の部隊にまで浸透していたわけではなかった。これに対して、ル・テリエ (Le Tellier)、ルヴォワ (Louvois) 父子の軍制改革の一環として1688年に成立した国王民兵制は、直轄官僚体系による直接的な兵員の召集という点では、革命期以降に成立する徴兵制の性格を既に備えており、近代的な軍制の萌芽と考えられる。国王民兵制は、租税とならんで、当時の国家機構が農村レベルの社会に接する数少ない機会をもたらしたのだった。しかし、それゆえに、この制度の実施をめぐる王権と末端の住民との間で激しいせめぎあいが発生したのもまた事実であった。

このように、国王民兵制は絶対王政の国制や社会を考察する上で重要であると考えられるが、これを題材とした研究はあまり多くない。19世紀においては、制度史や地方史の研究対象となったが、最近ではコルヴィジェ (A. Corvisier) の包括的な軍隊研究の中で取り上げられている他に2、3の研究がある程度である。本報告ではこうした状況を踏まえ、第1に国王民兵制の制度的特徴と変遷を通じて、その国制上の位置を検討する。そしてその次に、王権がこの制度を施行するにあたって、末端の住民共同体レベルでどのような動きがあったのかを明らかにし、近世社会の特質に迫ってゆきたい。

5

タバコ植民地における白人家族
— 家族史と人口史によるアプローチ —

和田 光弘

十七・十八世紀、北米大陸のタバコ植民地—メリーランド植民地とヴァージニア植民地—では、強制労働力に基礎をおくタバコ・プランテーションが広汎に営まれ、巨大なイギリス第一帝国の「辺境」として、極めて特異な社会経済構造が生み出された。いわゆる「人種奴隷制社会」であり、その実体は、白人共和制・黒人奴隷制の共生という驚くべきパラドックスである。もちろん、この図式は経済構造に基づいて枠組みを固定されていたのだが、社会構造の視点からするならば、白人社会と黒人社会は、不断の接触によって影響を及ぼし合いつつも、それぞれ独自の展開を示したといえる。その展開の具体像は、社会を構成する最も基礎的な単位＝「家族」の歴史的動向を観察することによって、的確に把握することができる。タバコ植民地をめぐる研究が、最近、合衆国で著しい進展を遂げているのも故無しとしないのであって、この「家族史」・「人口史」からするアプローチこそ、いわゆる「新しい社会史」の成果なのである。しかしながら、わが国において、これらの視点を取り入れた研究は極めて少なく、特に白人社会の家族史・人口史に関しては皆無に近い。そこで本報告では、タバコ植民地における白人社会の変容を、家族史と人口史のアプローチを相互に絡めつつ、論じてゆきたい。分析の手法としては、もっぱら数量的解析に定位し、可能な限り計量データに裏付けを求めるが、わが国でヴァージニア植民地がしばしば論功の俎上にのせられるのに対して、メリーランド植民地が等閑視されがちな現状に鑑み、メリーランドのデータを優先して用いることにしたい。また、プランターの書簡など、記述史料も論証の手段として活用する。かかるアプローチによって明らかにされるタバコ植民地の白人社会、その家族史・人口史は、本国イギリスやニューイングランド植民地などと比して、かなり異なった様相を呈するはずである。

6 ネッケル初任期(1777.6~1781.5)の財務行政改革

岡本 明

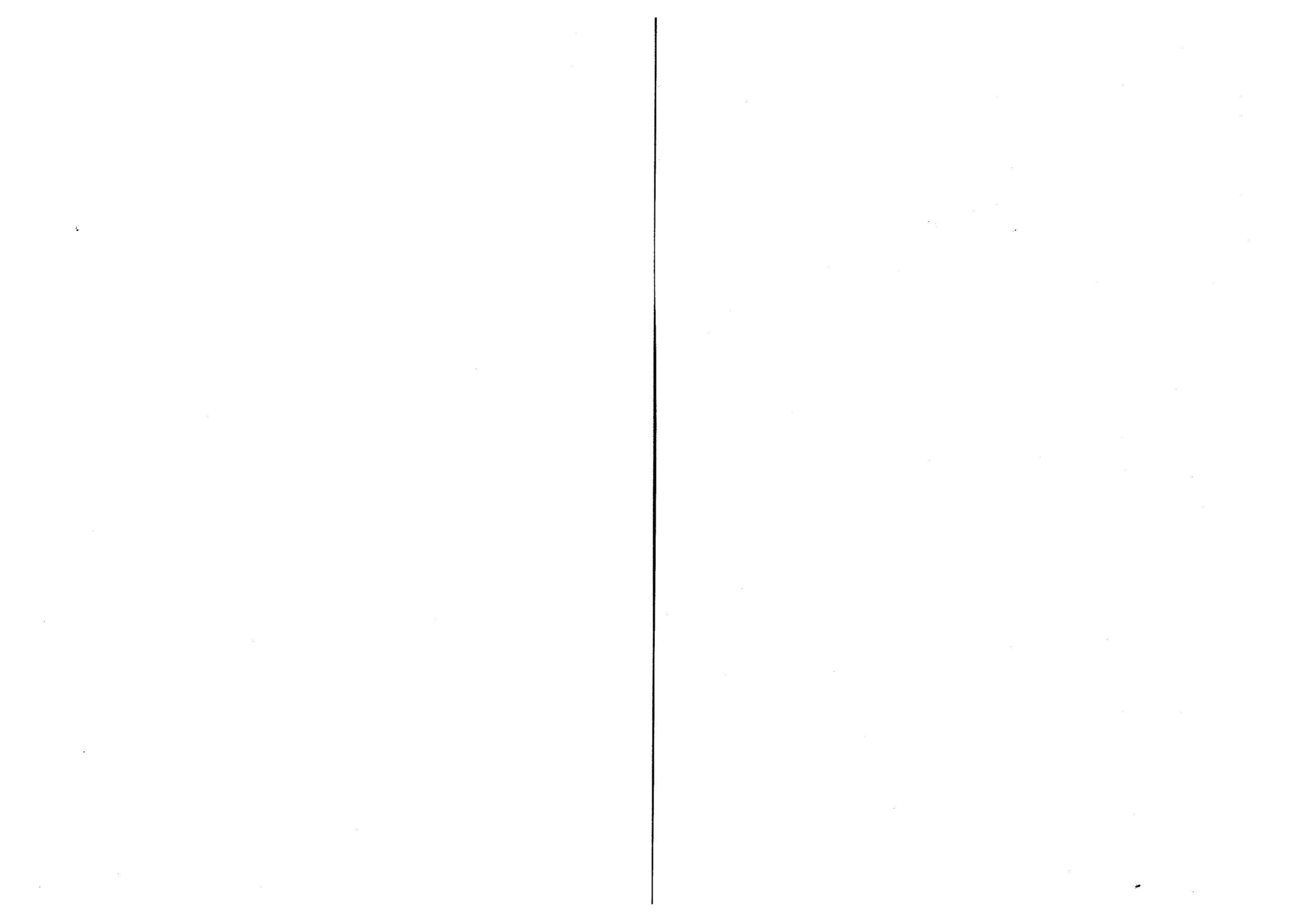
フランス絶対王政末期改革の研究は、これまで、Turgotによせられた関心の大きさに比べると、Neckerの比重はあまりにも小さく、また、Turgotへのそれも思想史に偏していたため、革命前財務行政史の研究も空白部分が多いと言わなければならない。

実は、絶対王政末期→革命→ナポレオン期を通じ、争点が「行政」から「主権」、「主権」から再び「行政」と重点移行する過程で、Neckerは、旧来の主権体制の内部で最初の本格的な財務行政改革に取り組んだのであった。

いうまでもなく財政は、歳出入と国庫、会計、融資、行政機構の重要部分をなす徴税機構を包含しており、国政と官職制度、国政と経済の間にひろがる領域である。Neckerはいかなる意図と手法でこれらの制度変革、機構改革をめざしたのであろうか。

本発表は、前任者と比べたときのNeckerの政治環境、かれの着眼域、手法の独自性、その成果及び効果を論じ、18世紀第四四半世紀の官職制度の中でこれをとらえ直してみたい。

また、同じ時期、対アメリカ戦争の戦時財政の中から行政改革を日程にのぼらせていたイギリスをもにらめるならばさいわいである。



第 4 部 会

研究発表者

- 1 中 條 献 (千葉大学)
- 2 鍋 谷 郁太郎 (上智大学)
- 3 榎 原 茂 (広島大学)
- 4 佐 藤 芳 彦 (岩手大学)
- 5 中 野 聡 (一橋大学)
- 6 剣 持 久 木 (上智大学)
- 7 木 戸 衛 一 (一橋大学)

1 19世紀末期アメリカ南部における黒人教育

中條 猷

本報告は、19世紀末期の合衆国南部における黒人の教育活動に焦点を当てたものである。南北戦争・再建期（1865-1877）に続く四半世紀は、奴隷から解放された黒人に対して、社会のあらゆる側面において差別・抑圧が強化されていった時期である。教育面においても、再建期に各州において人種別に隔離された公立学校制度が設立されていたが、黒人教育に無関心な、あるいは積極的に反対する南部白人は、黒人学校に対して様々な差別的政策を加えていき、公立学校の施設、校期等における人種間格差が広がっていった。このような状況の中で、黒人は、教育の機会を求めて種々の教育活動に従事していた。例えば、公教育制度の改善のためには政治的手段によって州政府や郡機関に訴え、財政難で常に存続の危機に瀕している公立学校には共同で資金援助をも行った。また、黒人は、公教育に頼るばかりでなく、各地でコミュニティーの共同資金援助により私立学校を設立・経営していった。そして、公立、私立を問わず、これらの黒人学校は周辺のコミュニティーに対してコンサート、集会、演説会、成人教育等の機会を提供したのである。言うまでもなく、経済的に困窮していた黒人にとって、学校経営を始めとして資金を必要とする教育活動に従事するのは容易なことではなく、北部の慈善団体や教会グループの援助に頼ることもかなりあった。報告では、大西洋岸の一州ノースカロライナを例に取り、同州の抑圧的な公教育政策と、それに対する黒人の多様な教育活動の実態を明らかにする。さらに、かれらの教育活動が、教育の機会そのものを獲得するだけでなく、黒人にとって真に必要で有益な内容を伴った教育を獲得するという、二重の意味での教育獲得闘争であったことを実証したい。

2

宗教・教会・バイエルン社会民主党

- 1890年代前半を中心に -

鍋谷 郁太郎

ドイツにおける19世紀は、民衆の脱教会化傾向などで表現されるどころの「世俗化」が進行した時代であり、民衆の宗教観もこの時期大きく変わったと言われている。しかし、それは、宗派や地域によって大きな差があった。「世俗化」が最もはっきりと現れたのは、プロテスタントが強い地方の大都市であり、反対に「世俗化」が最も遅れたのは、カトリックが強い地方の農村であった。1890年代に人口の約70%がカトリック教徒（旧バイエルン地方では約95%）であり、かつまた人口の約77%が農村住民であった「典型的カトリック農業邦」バイエルンは、その意味で「世俗化」が最も遅れていたと言えよう。実際、ブレッシングW.K.Blessingによれば、旧バイエルン地方の農村部で「世俗化」が決定的になるのは、20世紀中頃であると言う。1890年代において、バイエルン農民の大半は教会に従順であり、農村は中央党の大票田であった。そして、聖職者や中央党員は日常的に議会、集会、新聞などで、「赤い悪魔」社会民主主義者は宗教・教会を根絶しようとしている、と宣伝していた。

本発表は、1890年代に大衆政党への脱皮を志向していたゲオルク・フォン・フォルマルGeorg Von Vollmar 指導下のバイエルン社会民主党が、このような土壌のなかで、民衆を獲得しようとする如何なる宗教・教会政策を行い、また如何なる宗教・教会観を持っていたのかの一端を追ったものである。

3

フランスにおける農業信用の成立
—バ・ラングドック地方の事例を中心に—

榎原 茂

世紀末農業不況のさなか、農業信用は漸くフランス農村に普及し始めた。その直接的な契機となったのは、農業信用組合を法的に基礎づけた1894年11月5日法および1899年3月31日法であり、いわゆる「政府系金庫 caisses officielles」※が諸地域に設立されることになった。

ところで、農民の伝統意識において長らく「破滅の前兆」であった負債は、いかにして農村社会に受容され、さらには利用されるようになったのであろうか。共和派政府の農業信用政策の中心的な推進者J・メリーヌによって「まずは下から組織さるべき」とされた農業信用は、各々の地域において興隆しつつある農業結社運動の一環に組み込まれた。すなわち、「資本」への不信は、相互扶助原理によって克服されなければならなかった。

本報告ではひとまず、「政府系金庫」が最も急速に発展した地域のひとつであるバ・ラングドック地方において、農業信用がどのように組織されたのか、その過程を諸資料に基づいて再構成してみたい。そして、この作業において、農業信用組合と他の農業結社の関係にも言及する。かくして、当時の農業信用および農業結社運動の政治的、社会的性格の一端をうかがい知ることができよう。

※ 当該期、L・デュランによってフランスに導入されたライフアイゼン原則による「デュラン系金庫 caisses Durand」も一定の地域的基盤を確保しつつあった。

4 「人民予算」と1911年「国会法」の成立

佐藤 芳彦

イギリス近代予算制度において、「国王は金銭を要求し、庶民院はそれを承認し、また貴族院はその承認に同意する」(T.E.メイ)という基本原理が貫徹していたのであるが、このような原理の貫徹過程においては、国王ないし国王の憲法上の助言者たる内閣と庶民院との間では問題が生じないのに対して、庶民院と貴族院の間では問題がはらまれていた。

まず国王ないし内閣と庶民院との間での関係についていえば、イギリスの国制を特徴づけている立憲制限君主制・議院責任内閣制の下では、内閣は庶民院で多数を占めたところの政党の中から、国王の任命により組織される故に、予算(および一般的行政)に関して国王ないし内閣の「要求」が庶民院によって「承認」される国制上の裏付けが存在していた。これに対して、庶民院と貴族院との間での関係においては、予算関係法案(および一般的な法案)に関して、国民の代表者から構成されている庶民院の「承認」が世襲的(土地)貴族から構成されている貴族院によって「同意」される制度上の裏付けは何ら存在していなかった。従って、選挙権の拡張とともに、前者の「承認」が後者によって「同意」されなくなるという可能性が生じるに至った。

そこで、本報告では、主として予算制度上におけるこのような貴族院問題が具体的にどのような形で発現し、そしてどのような形で解決されてくるのかという予算制度史の観点から、庶民院と貴族院との間での対抗関係を焦点として、1880年代以後とりわけ1906年総選挙における自由党の圧勝以降、1909年における「人民予算」(People's Budget)の提出を経て、1911年における「国会法」(Parliament Act)の成立に至る歴史過程を追跡することにより、「国会法」成立のもつ歴史的意義を明らかにしたい。

5 合衆国における1930年代後半のフィリピン独立問題

—貿易問題を中心にして—

中野 聡

1935年11月、前年に合衆国議会で成立した対フィリピン独立賦与法に基づき、10年後の独立を前提としたフィリピン・コモンウェルス（独立準備政府）が発足した。本報告では、このあと米比間で設置された「フィリピン問題合同準備委員会」に注目して、1930年代後半の米比関係を貿易問題を中心に検討してみたい。

独立賦与法は、1920年代に相互無関税貿易によって急増したフィリピン農産物輸入に対して高まった農業生産者の反発を最大の契機として、植民地維持を負担視する大恐慌期の合衆国議会のイニシアティヴによって成立した。この時期には、植民地維持を主張する共和党政権や対比貿易・投資利害等の経済諸利害は議会で十分な影響力を発揮出来なかったのである。これに対して、対米輸出農業の存続に死活の利益を持つ大地主層を背景としたフィリピン議会は、貿易関係の現状維持を強く望みながら、その政治的權威の維持のために独立を主張せざるを得ない矛盾した立場に苦しんでいた。

相互無関税貿易の漸進的廃止を盛りこんだ独立賦与法はフィリピンの大地主層に大きな動揺をもたらし、フィリピン議会の拒否によっていったん流産した。しかし翌34年に同一内容の独立法が再成立、この際、ローズヴェルトが米比合同作業による独立のあり方の見直しを約束した事を言質として、フィリピン議会もこれを承認した。そして1937年に合同準備委員会が設置され、独立賦与法の再検討が経済条項を中心に始まると、独立問題をめぐって再び米比双方の諸利害が対峙する事になったのである。報告では、米比双方の国内事情と国際関係の変化を背景として、1930年代後半、フィリピン独立をめぐる諸利害の配置と主張がいかなる変化をみせたかを検討する。そしてこの際、フィリピンの保護領的性格を独立後も維持する事をめざした米比双方の動きに注目して、この時期の米比関係の展開に「衛星国家」の形成過程の一側面を見出す観点を提示してみたい。

6

占領下の仏独経済関係：1940-1944

— 航空機生産協力問題を中心に —

剣持 久木

ナチス・ドイツ占領下のヨーロッパにおいてフランスは特異な位置を占めていた。ナチスの直轄支配となった東欧諸国とは異なり、1940年に締結された、非占領地、艦隊、植民地の保持を認めた休戦条約によって規定される占領体制下では、フランス（ヴィシー）政府には一定の選択の幅が残されることになる。こうした中で、フランス政府がとった対外政策はコラボラシオン（対独協力）と総称される。一口にコラボラシオンと言っても、政治、経済、軍事、思想等の様々な次元で展開された訳だが、これらの中で最も現実的利害から出発し、結果的にもそれなりの実効を挙げたのが経済的コラボラシオンであった。つまり、占領初期のドイツ占領当局の相対的に穏やかな政策と、フランス側のコラボラシオン意欲との結合を出発点とした仏独経済関係は、占領後期の完全な経済搾取体制の下で、A. ミルワードが指摘するごとくフランスは、被占領国のなかで最もドイツに「貢献」した、と言えるほどの「効率的な」関係に至ってしまうのである。

従って本報告は、フランスが、そこに至る過程で選択したコラボラシオン政策の果たした役割とその動機を、航空機産業という具体例からアプローチし、当時の仏独経済関係の枠組みの一端を示そうとするものである。すなわち休戦条約締結から、翌年夏の航空機生産共同計画の調印に至る過程と、計画の実際、及びドイツ戦争経済におけるその意味を、主に休戦委員会史料と近年フランスで蓄積されつつある研究を踏まえて考察する。

7 ソ連占領下ドイツにおけるユンカー支配の解体

木戸 衛一

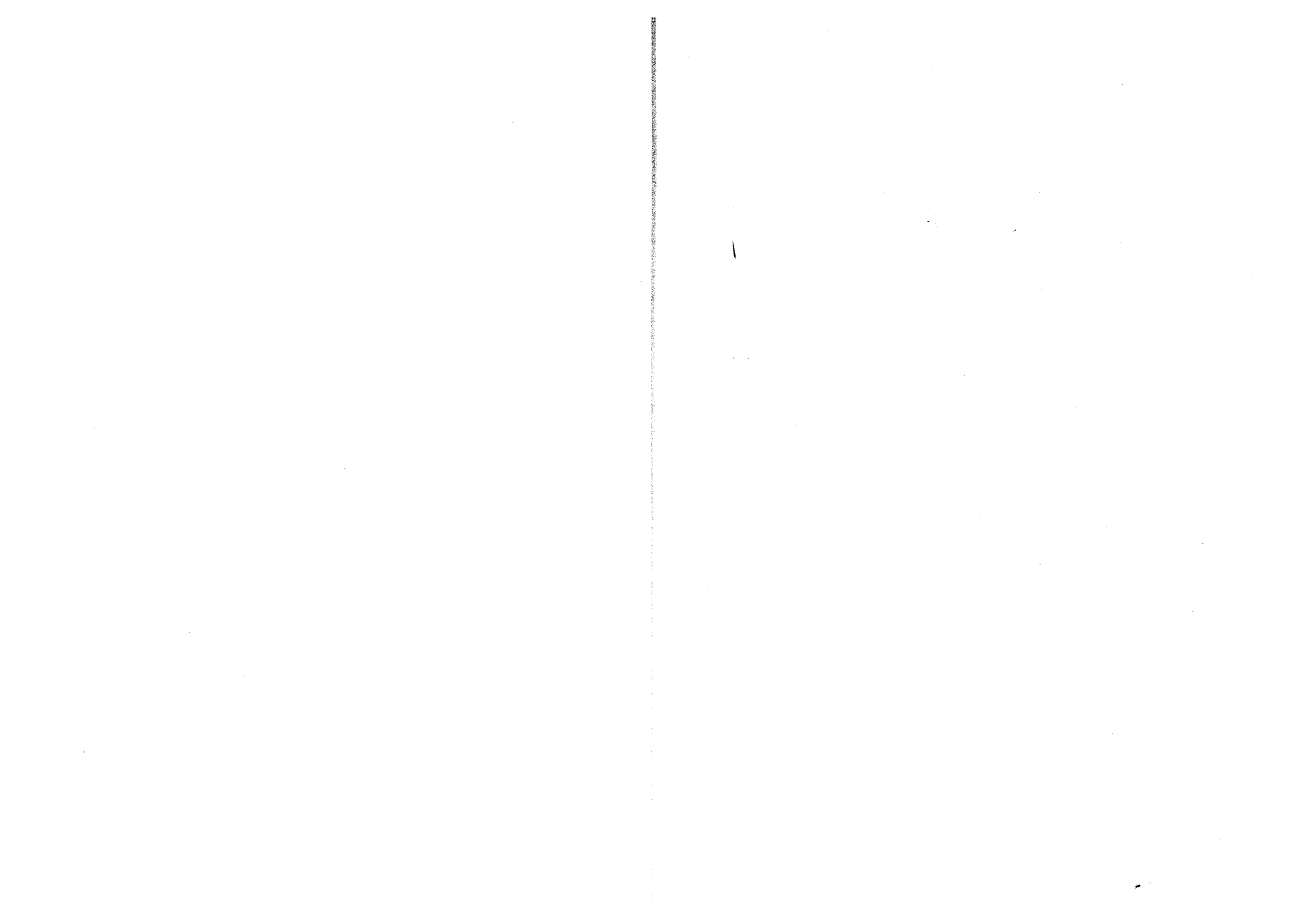
本報告は、第二次大戦後、ソ連占領下ドイツで行われた土地改革の実態を、純農村地帯メクレンブルクに即して検証するものである。

ドイツの最後進地域と目されたメクレンブルクでは、帝国主義の支柱、ユンカーの社会経済的権力基盤である大土地所有が極度に広範な形で展開していた。従って、100ha以上の地所を全面無償没収し、小農経営を創出した戦後の土地改革で、この地方は、最もドラスティックな土地所有関係上の変化を示した。

しかし、改革の内実は、結果的な統計数値に現われない幾多の矛盾を孕んでいる。土地分配の恩恵に浴する筈の農業労働者や貧農は、永年の生活習慣や精神態度に規定され、変革への主体的力量を著しく欠いていた。それに比べ、東方からの移住民は、新たな生存基盤を提供する施策として、改革に積極的であったが、彼らにしても、必ずしも農業出身とは限らず、帰郷願望も強かったため、新しい土地に一様に定着した訳ではなかった。土地改革の「変革主体」の脆弱さは、基準を大幅に上回る平均受領面積に表出している。民衆動員の論理は、社会的公正や戦争責任より生産効率が優先した。勢い、生産不振は、経営放棄や国家批判に容易に結び付いた。

こうした状況は、自営農維持のための物質的基盤の欠如にも起因する。土地改革反対派は、農地や農機具・家畜などの共同利用を通じて、原状復帰を計った。また、一部駐留ソ連軍部隊の農場占拠で、土地改革が阻害される事態も、各地で発生した。

それにもかかわらず、土地改革は、農民らの生産意欲を刺激し、農村住民の政治意識に一定の変化をもたらした。「解放感」に乏しく、アンビヴァレントな戦後の社会状況を巡って、二者択一的な評価を下すことは出来ない。肝要なのは、社会変容の集団的体験を通して民衆の中に生じた変化の諸相を正当に汲み取ることである。



第 5 部 会

研究発表者

- 1 豊川浩一 (埼玉大学)
- 2 田代文雄 (東欧史研究会)
- 3 長與進 (早稲田大学)
- 4 土屋好古 (東京大学)
- 5 越村勲 (千葉大学)
- 6 中嶋毅 (東京大学)
- 7 古田善文 (一橋大学)

1 プガチョーフ叛乱をめぐる国際環境とロシア社会

豊川 浩一

本報告の課題は、プガチョーフ叛乱（1773-1775年）をロシア一国内の問題として認識するだけでなく、当時の国際状況との関連で理解し直し、さらにロシア社会の抱える問題をも指摘することである。従来、この叛乱におけるポーランド連盟党員・ドイツ人・チェコ人等外国人の参加についての研究は行われてきた。しかし、それらはいずれも叛乱内での彼らの果たした役割、およびその故国における彼らのもたらした影響という視角からの研究である。ここでは、叛乱を発生・展開させる民衆の雰囲気とでも呼ぶべきものを、当時の国際状況と国内問題との関連で認識しようとするものである。

上述の課題を遂行するために、叛乱前夜モンテネグロに発生したロシアのツァーリ（=ピョートル三世）僭称事件を素材とする。この僭称事件は、単にバルカンの一問題に止まらなかった。それは、この地域をめぐる従来の確執を継承して、ロシア・オスマン＝トルコ・ヴェネツィアによる三つどもえの外交問題にまで発展していったのである。モンテネグロの民衆は、トルコの支配下にあったとはいえ、ロシアとの結びつきを強く感じていた。他方、ロシアでは、ピョートル三世を打倒し政権を掌握したエカチェリーナ二世が事件の進展・ロシアへの波及を危惧し、種々の対策を講じることになる。

この事件は1773年僭称者ステファン・マーリの死により終焉するが、これが持つ意味は甚大で、かつ深刻であった。つまり、一つには、これが当時のロシア国内で多発していたツァーリ僭称に関連して政府に大いなる不安を抱かせた点である。しかし、むしろより重要なのは、ロシアの民衆とモンテネグロの民衆との間にある種の共通した意識が形成され、それが相互に関連しあっていたという点である。報告では、以上の点を具体的に検討していくであろう。

2

1848年革命とハンガリー地方都市

田代 文雄

ハンガリーの48年革命は中貴族指導の、農奴解放を通じた近代的国民国家への変革であったが、革命の出発点と9月の転機を直接に決定づけたのは、「三月の若者」の背後に集まったペシュトの民衆であった。西欧的ブルジョアも、「プロレタリア」も微々たる存在でしかなかったとすれば、この都市民衆の実体は何であったか、そしてなぜ決定的影響を及ぼしえたかが問題となろう。市民層の一部を除けば、主として(1)大学生(大半が地方の中貴族および非貴族子弟)、(2)ギルド徒弟(約1万)、商人に雇われたチェレード(7000)、工場労働者(3000)などの地方および国外から流入した労働者(定住しているが広義の流民)、(3)主に上部ハンガリーからの出稼ぎ(年間8000に急増)、日雇・娼婦・失業者を含む浮浪者(推定7000)など狭義の流民であったと考えられ、これに市場に物売りにきたかなりの農民が加わったとみられる。

ウィーン革命の報で意識的行動をとった大学生を別にして、彼らを革命騒ぎにとびつかせたのは、46年の不作・不況による失業者の急増と市の対応(徒弟職人の工場への転職斡旋、出稼ぎ労働者の強制追放、娼婦であふれた矯正労働施設からの浮浪者放逐など)による緊張であった。彼らは左右両派のいずれにも転化しうる要素であった。徒弟職人のギルド規制撤廃要求が革命政府(親方=市民を反革命に追いやらないため)の説得で引き下げられた後、ユダヤ職人・商人襲撃の暴動が発生したことで分かる。こうした民衆を9月の危機に際しコシュート側につけさせたのは、ターンチチら平民派の指導力によるが、同時に軍需マニュファクチュア・国防軍創設が失業者を吸収すると運動が鎮静化した事実は、逆にいえば職を得る機会として革命継続を迫ったという現実的側面をも示している。

こうしたペシュト民衆の実態は都市の先進性を示しておらず、保守的市民によって市民の枠から閉めだされた都市の中の農村ともつながる要素であり、その枠組否定のダイナミズムがハンガリー革命の構造に見合っていたからこそ(この点労働運動としてのみ見ることはハンガリー全体からすれば余りに狭く特殊な見方といえよう)、

数の少なさにも拘らず革命全体に同調震動を与えることができたともいえよう。

3 19世紀後半のスロヴァキアにおける親ロシア思想

長與 進

19世紀半ばに、スロヴァキア「民族復興」運動の代表的イデオログであったリュドヴィート・シトゥールは、著作『スラヴ民族と未来の世界』において、「ロシアへの併合」こそがスラヴ諸民族を「解放」する唯一の解決策であると結論した。この見解に典型的に示された「親ロシア思想」は、とくに1867年のハプスブルク帝国の二重化以降、ハンガリー政府の強力な同化政策にさらされたスロヴァキア「民族復興」運動を、物心両面から支える強力な支柱となった。1877-78年の露土戦争の結果としての南スラヴ地域における諸民族の独立は、「解放者」としての帝政ロシアへの期待をいっそう大きなものにした。知識人のあいだでは、唯一の政党であったスロヴァキア国民党が中心となって、ロシア語の学習が奨励され、さらには知識人のロシア移住も計画された。また「民族復興」運動の具体的な日常活動であった民族語による雑誌の出版に対しては、密かにロシアから資金援助がなされた。民衆のレベルでは、「解放者としての父なるツァーリ」のイメージが深く根を下ろした。

現在のスロヴァキア史学においては、「民族復興」運動のこうした側面が過小評価される傾向があるが、「親ロシア主義」の影響は今世紀のチェコスロヴァキア独立以降も、さまざまなかたちで現れている。「民族解放」運動の実体を過不足なく把握するためには、この側面の検討が不可欠であろう。

発表においてはとくに、シトゥールの『スラヴ民族と未来の世界』をめぐる評価の問題を、19世紀後半の政治状況との関連において検討してみたい。

4

ロシア第一次革命期の労働運動

土屋 好古

第一次革命期のロシア労働運動は、ロシア労働運動史上の一つの画期であった。それは広範な大衆的ストライキ運動に労働者を動員し、ソヴェトや労働組合に彼らを組織した。労働運動は革命過程全体の中で重要な役割を演じた。

この時期の労働運動について、ソ連では数多くの研究が蓄積されてきた。しかし、ポリシェヴィキの指導性と武装蜂起必然論などの研究枠組が、ある面での研究の深化を妨げている。ペテルブルク・ソヴェトについての研究の遅れなどはその典型であろう。

欧米では最近第一次革命に対する関心が高まり、いくつかの重要な研究があらわれた。しかし、それらもこの時期の労働運動を総合的に把握し、ロシア労働運動史全体の中に位置づけるという点では、いまだ十分とはいえない。

本報告では、第一次革命期労働運動の再検討という課題の第一歩として、とりわけ労働者の動員と組織化という観点から、1905年の労働運動の意義と限界を考察したいと考えている。

この観点を検討の出発点とするのは、まず組織化と動員のあり方は、労働者の意識のあり方と密接に関連していると考えられるからである。ここから、労働者の意識の広がりや深まりについて探究する道がひらかれよう。

第二に、それは、運動の指導の問題と不可分に結びついており、この問題に「下から」光をあてることができると考えるからである。

5

南スラヴのナロードニャック

—ラディッチ兄弟とクロアチア農民党を中心に—

越村 勲

いわゆるポピュリズムのうち、スラヴ世界ではロシア・ナロードニキが知られてきた。しかし東南欧にも、このロシア・ナロードニキを先例とするナロードニャックがいた。かれらの多くは、一方で農民的共同体にもとづいて社会を再編成し、他方スラヴの連帯を背景に民族の独立を保障しようとした。とくにクロアチアの場合は、20世紀初めハンガリー支配に対して蜂起した農民を理想的な変革主体とみる思想が生まれ、第一次大戦直後社会的・民族的目標が結び合わされたかたちで運動が高揚した。

ラディッチ兄弟は農民が、ごく少数の富裕層に対する闘争の中心であると同時に、都市の異文化に対する農村の民族文化の担い手であると考え、農民はナロードと同義であるとし、そしてかれらは、解放の基盤とすべき伝統的共同体がクロアチアで崩壊し初めていたため、協同組合と地方自治にもとづいて社会を再編成しようとしていく。協同組合は民衆の経済的自助組織、地方自治は民族の政治的・行政的な砦と位置付けられた。またスラヴの協力については、宗派を越えた全スラヴの精神的連帯を主張する。ただしラディッチ兄弟は政治的には各民族の自治と連邦化を唱えた。そしてこの主張が、ユーゴスラヴィア統一後スチェパン・ラディッチをセルビアの覇権主義に反対する闘争の象徴的存在に押し上げるのである。

1918年、ロシア革命とそれにつづく諸革命の直接・間接の影響を受け、農民たちの社会的・民族的要求が高まった。スチェパン・ラディッチは、土地分与と民族自治を要求し、農民平和共和国の目標を掲げた。1920年の選挙でかれが率いる農民党はクロアチア第一の政党、ユーゴ最大の野党となった。こうした状況にあっても農民主義的なラディッチは、革命という手段による変革は否定するが、レーニンが民族自決を唱えたことを評価した。そしてセルビアとの対抗上、モスクワに援助をもとめた。1923年かれは、ドナウ・アドリア農業連邦をとなえ農民インターナショナルに加盟する。しかし直接援助はえられず、ラディッチは国内の連邦化に専心して

いく。以後この運動は、農民的である以上に民族運動の性格を強め、スチェパンはその渦中に暗殺された。クロアチア農民運動の以後の展開については、とくに1930年代左右に両極分解していった。右派はファシズムを迎え入れ、左派はパルチザンに流れていく。そしてこの左派の潮流が、農民の「抵抗の伝統」と結び付いてこの国の戦後史に少なからぬ意味を持ったと考えられる。

6 1920年代ソ連における経済管理行政の一考察 — 企業長の構成と機能を中心に —

中嶋 毅

1920年3-4月に開かれた第九回共産党大会は、工場管理においていわゆる単独責任制の原則を採用し、経済組織において個人責任制を確立することを明文化した。

この単独責任制への移行に伴い、工場=企業の経営機関の中心としての企業長の構成と機能がとりわけ注目を集めることになった。1920年代初頭には、党員カードルの不足も手伝って、企業長に「旧専門家」が任じられる例も多かったようである。しかし1923年以降、党中央委員会の記録配員部による経済機関への配員業務の強化により、企業長の中で旧専門家が占める比率は、急速に低下することになった。その結果、大きな工場=企業では特に、党員の企業長いわゆる「赤色企業長（красный директор）」と技術的に熟練した非党員の企業長補佐との組み合わせが工場=企業管理の一般的な形態となった。

1920年代の赤色企業長の経歴は、党機関や行政機関に配員された党員の経歴とは大きく異なるところはなかった。赤色企業長は教育程度が低く、また一般的に経営能力が不足していた。しかし赤色企業長は、党内外の会議において、「経営者」として独自の見解を擁護する存在として現れる傾向が強くなっていった。

企業長は経済官僚制を構成する重要な一部分である。しかし従来の研究では、企業長をこの観点からとらえたものは非常に少ない。本報告では、1920年代前半を中心にして、企業長の人的構成とその性格の変化を考察し、経済官僚制の形成過程の一側面に光を当ててみたい。

7 大恐慌期のオーストリア農村住民とナチス運動

古田 善文

1938年のドイツへのアンシュルス〔併合〕から50年をへた今日、オーストリアでは「ヴァルトハイム問題」を契機に、同国民の歴史意識、とりわけナチズムとの関わりが注目されている。本報告の課題は、現代の社会・政治とも密接な関わりをもつオーストリア国民とナチズムの問題を、戦間期に遡って検討することである。

報告では、考察の場をナチス運動が顕著な台頭をとげつつあった30年代初頭のシュタイヤーマルク州農村部に限定し、この運動の農村住民獲得の過程とその要因を、社会経済的分析視角から解明してみたい。農村社会におけるナチズムの問題を検討するにあたって、本報告が、オーストリア東南部のシュタイヤーマルク州を主要な対象地域とする理由は、同州においては農村経済構造の地域的差異が明瞭であり、そのため農民の、ナチ党を含めた政党に対する支持動向と農村経済構造との因果関係が、より把握しやすいためである。具体的には、シュタイヤーマルク州の農村地帯を東南部の平坦・丘陵地帯と西部の山間部に分類して、各農村地帯におけるナチ党の進出状況の地域的差異に着目する。そこからは、ナチ党員の伸び率の高い地区の殆どが山間部に集中していたのに対して、平坦・丘陵地帯ではその伸び率は極めて低かった、という結論が得られる。

以上を実証的に検証した後、本報告では、その理由としてまず両地方における農村経済構造と大恐慌の影響度の差異に着目する。一方、ナチ党側からの対応として同党の農村社会における宣伝活動の実態を紹介する。報告では、そのうち同党が積極的に多用した反ユダヤ主義とアンシュルス宣伝の役割をとくに重視し、これらが大恐慌によって窮乏した農村住民を獲得する重要な手段となっていたことを、農村社会側の受容基盤の問題とともに検討してみたい。尚、主要な資料としては、ウィーンの国立文書館史料の他、ナチ党資料を使用する。



〒260 千葉市弥生町 1-33

千葉大学文学部史学科西洋史研究室内

日本西洋史学会第38回大会準備委員会